

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	京都市 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)に関する事務
②事務の概要	<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給について」(令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知)に基づき、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯の生活を支援するため、令和4年度に引き続き、子育て世帯生活支援特別給付金を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは本給付金の積極支給(申請不要)対象者の選定、申請者の支給要件の該当性の判定に使用している。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給対象者であった方 ※申請不要</p> <p>② ①のほか、対象の子の養育者であって、直近の収入(所得)が住民税非課税相当であり、食費等の物価高騰を受けて家計が急変した方 ※申請要</p>
③システムの名称	児童手当システム、児童扶養手当システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号)第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号, 別表第二の121の項, 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課(ひとり親家庭支援担当) 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「③システムの名称」の記載内容	福祉業務オンラインシステム、保険年金業務オンラインシステム、マイナンバー連携システム、中間サーバー	児童手当システム、児童扶養手当システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー	事後	システム名称の修正のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。
	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」の記載内容	<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、令和3年度に限り、子育て世帯生活支援特別給付金を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは本給付金の積極支給(申請不要)対象者の選定、申請者の支給要件の該当性の判定に使用している。</p> <p>【対象者】 ①令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当が支給される者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 ※積極支給(申請不要) ② ①のほか、対象児童の養育者であって、以下のア又はイに該当する者 ※申請要 ア 令和3年度分の住民税均等割が非課税の者 イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、アと同様の事情にあると認められる者</p>	<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、令和3年度に引き続き、子育て世帯生活支援特別給付金を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは本給付金の積極支給(申請不要)対象者の選定、申請者の支給要件の該当性の判定に使用している。</p> <p>【対象者】 ①令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当が支給される者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 ※積極支給(申請不要) ② ①のほか、対象児童の養育者であって、以下のア又はイに該当する者 ※申請要 ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、アと同様の事情にあると認められる者</p>	事後	事務の概要(対象年度)の修正のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。
	「I 関連情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱い」-「連絡先」の記載内容	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来子ども家庭支援課(自立支援担当) 〒604-8191 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中債御池ビル7階 TEL 075-222-4309	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来子ども家庭支援課(ひとり親家庭支援担当) 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625	事後	連絡先の修正のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。
	「II しいき値判断項目」-「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」の記載内容	令和3年9月30日時点	令和4年6月1日時点	事後	対象人数及び取扱者数に係る係数の時点更新のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。
	全項目	読点として、「,」を入力	読点を「,」から「,」に修正	事後	読点の修正のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。
令和5年5月1日	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」の記載内容	<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、令和3年度に引き続き、子育て世帯生活支援特別給付金を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは本給付金の積極支給(申請不要)対象者の選定、申請者の支給要件の該当性の判定に使用している。</p> <p>【対象者】 ①令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当が支給される者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 ※積極支給(申請不要) ② ①のほか、対象児童の養育者であって、以下のア又はイに該当する者 ※申請要 ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、アと同様の事情にあると認められる者</p>	<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和5年4月10日付こ支家第14号子ども家庭庁支援局長通知)に基づき、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯の生活を支援するため、令和4年度に引き続き、子育て世帯生活支援特別給付金を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは本給付金の積極支給(申請不要)対象者の選定、申請者の支給要件の該当性の判定に使用している。</p> <p>【対象者】 ① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給対象者であった方 ※申請不要 ② ①のほか、対象の子の養育者であって、直近の収入(所得)が住民税非課税相当であり、食費等の物価高騰を受けて家計が急変した方 ※申請要</p>	事後	事務の概要(対象年度等)の修正のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。
令和5年5月1日	「II しいき値判断項目」-「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」の記載内容	令和4年6月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	対象人数及び取扱者数に係る係数の時点更新のため、重要な変更に関与しない事後の修正を実施。